

## 目次

- I はじめに
- II オンライン診療
- III 無人ドローン医薬品配送
- IV 結びにかえて—スマートアイランドの視点からみたリスクと法—

## 報告要旨

### I はじめに

報告者は、2020 年度国交省スマートアイランド推進調査実証事業の実施主体であるコンソーシアムに参加する機会を得た。香川県三豊市粟島には診療所が 1 カ所あるが、常駐の医師は不在である。週に数回訪れる医師によって医療的安心がやっと維持されているという状況である。そこで、島民が医療面でより安全安心して暮らせるようにする取組の 1 つとして、上記の実証事業に取り組んだ。

本報告は、①オンライン診療に係る法規制、②無人ドローン医薬品配送に係る法規制について触れ、リスクとそれに対する保険対応について、スマートアイランドの視点から考察する予定である。

### II オンライン診療

1 患者と医師との間に締結される医療契約は民法上の準委任契約（民法 656 条）に分類されこの契約の基礎は契約当事者間の信頼関係が基礎とされる。対面診療のほか、遠隔診療やオンライン診療等のような形態でも契約自由の原則にしたがって、患者と医師は自由に医療契約を締結できるわけではない。医師法による規制があり、同法 17 条、20 条との関係が問題となる。

現在のところ、2022 年 4 月 1 日から、医師は初診からオンライン診療によって患者を診察することが認められる（恒久化）見込みである。

2 オンライン診療が普及しても、医師の損害賠償責任については、医的判断は医師が行うことになるので、現行法の枠組みの中で説明することになると思われる。レベル 4 の完全自動運転では、自動車を運転する際の、「認知→予測→判断→操作」の一連の作用をシステムに委ねることになるが、オンライン診療では、システムが判断するようなことはない。医療 AI が導入されても、医師の判断を補助するという位置づけになる。

オンライン診療が普及したときに検討すべきは、傷害保険普通保険約款における「通院」に該当するかどうかという点である。同様に、交通事故において、休業損害の算定もしくは傷害慰謝料の算定または後遺障害に係る症状固定の認定（日）についても、オンライン診療の可能性が問題となりそうである。

3 オンライン服薬指導は 2020 年 4 月コロナ感染症拡大に対し時限的・特例的措置として初回か

ら実施が可能とされたが、薬機法に反映し、2021 年度中に、恒久化する方針。

### Ⅲ 無人ドローン医療品配送

1 2021 年 6 月に、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver.2.0」が策定・公表され、併せて、同年同月に、「ドローンによる医薬品配送に関するガイドライン」も策定・公表されている。後者には、「運航主体の特定と責任主体の明確化」と「服薬指導の徹底」について明記されている。

2 無人ドローン医療品配送においては、どの地域で無人ドローンを使って医療品を配送するかにしたがって多様なリスクが生じる。また、わが国では、有人地帯における目視外飛行（レベル4）の実現を目指して取り組んでいるところである。

### Ⅳ 結びにかえて—スマートアイランドの視点からみたリスクと法—

1 つの島をスマート化するという試みは、島民の生活において必要なものを「まるごと」DX 化することを目指した取り組みである。島を対処としない場合は、都市部で、国の内外を問わずスマートシティ構築やスーパーシティの構築についての議論が活発に行われている。このような「まるごと」DX 化の行き着く先は Society5.0 であり、SDGs の目標達成にもつながる。

このような社会では、リスクが個別化されるのではなく、リスクが連動し包括したリスクとして取り扱う必要性が生じるのではないか。そこでは、新たな法の在り方、具体的には法規制が求められるように思われる。さらに、従来の個別の医療データ、自動運転データ又は金融データ等の様々なデータが連携されクラウド等 1 つの基盤に収められたとき、これらに対応した保険が求められるようになるのではないか。

スマートアイランド推進調査実証事業からはこのような問いが投げかけられたと思われる。

(以上)